

京丹後市文化財保存活用基金

京丹後市市文化財保存活用基金条例（令和5年9月15日条例第27号）

設置（条例第1条）

本市の文化財の保存及び活用の事業を推進するため、京丹後市文化財保存活用基金を設置する。

目的

京丹後市文化財保存活用地域計画に基づき、本市の貴重な文化財の保存及び活用を計画的に推進するにあたり、必要な財源を確保し、当該事業に充てるもの。

設置根拠

京丹後市文化財保存活用地域計画
措置 基本方針1-2-6「（仮称）文化財保護基金」の設立の検討
安定的に文化財の保存に関する財源を確保するため、ふるさと応援基金等を活用し、基金の設立を検討する。



京丹後市について

お礼品をさがす

特集

生産者・事業者紹介

使い道と実績

寄附者様の声

京丹後市新型コロナウイルス感染症支え合い基金事業



9. 京丹後市新型コロナウイルス感染症支え合い基金事業

新型コロナウイルス感染症の予防対策や地域経済対策等に資する事業
（具体活用事例）

- 商工業緊急支援事業
- 農林水産業緊急支援事業
- 休業要請対象事業者支援事業 など



10. 京丹後市文化財保存活用基金事業

- 文化財の修繕などの保存事業、観光・教育・地域づくりなど様々な面での文化財活用事業に活用